

横浜市記者発表資料

令和8年2月8日
栄区選挙管理委員会
栄区総務課

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査での 栄区内投票所における掲示物の掲示誤りについて

1 概要

栄区内の投票所1か所の投票記載台において、「衆議院名簿届出政党等の名称等の掲示」（以下、「政党名等掲示」という。）と「最高裁判所裁判官国民審査投票上の注意」（以下、「国民審査掲示」という。）の2種類の掲示物を、2枚一組で掲示する運用としていたところ、誤っていずれか一方のみを掲示していたことが判明しました。

2 発生日時

令和8年2月8日（日）午前7時から午前12時頃

3 場所

栄区第21投票所（横浜市立桜井小学校）

4 経緯

2月7日（土）13時頃

同投票所の従事者により投票所の設営を実施。この際、記載台に同時に掲示すべき2種類の掲示物を誤って片方のみ掲示しました。

※「政党名等掲示」のみを掲示した記載台：6台

「国民審査掲示」のみを掲示した記載台：6台

2月7日（土）14時40分頃

設営完了の電話連絡を受けた栄区統計選挙係の職員が、チェックリストに基づき、確認を行いました。その際、掲示物が2枚一組で同一記載台に掲示されているかどうかは確認していませんでした。

2月8日（日）11時45分頃

市民から市選挙管理委員会あてに、案内された記載台には「国民審査掲示」しか掲示されていなかった旨の連絡を受け、同投票所に確認したところ、片方ずつしか掲示していないことが判明しました。

2月8日（日）12時頃

記載台ごとに「政党名等掲示」と「国民審査掲示」の2種類と一緒に掲示するよう貼り直しを行いました。

5 原因

記載台の掲示に関して、投票事務の手引きでは、「政党名等掲示」と「国民審査掲示」の掲示物は同一の記載台に2枚一組で掲示すべきとなっていたところ、投票所設営時にその認識がなく、別々に掲示してしまいました。

6 正しく貼替えるまでの投票者数

534名（2月8日12時時点）

7 再発防止に向けた取組

投票所に従事する職員に、改めて掲示物の掲示方法について周知徹底を図ります。

また、統計選挙係の設営完了時の最終確認において、掲示物について、具体的に掲示方法の確認が出来るよう確認項目を見直します。

8 投票の取扱い

投票用紙は投票箱に投函済みであり、政党名等掲示に該当しない政党等の名称等を記載した場合は、無効投票となる場合があります。

同様に、「国民審査」についても、有効要件を満たしていない場合には、無効投票となる場合があります。

9 栄区選挙管理委員会 米山 岳夫 書記長（栄区副区長）のコメント

このたびは、本市全体で適正な事務執行を務めている中、このような選挙事務の信頼性を損なう事故を起こしてしまい大変申し訳ございません。今後はこのようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて選挙従事者の指導を徹底してまいります。

お問合せ先

栄区選挙管理委員会書記次長（栄区総務課長） 金子 強 Tel 045-894-8310